

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 大桑村

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	0.0%
全職員	90.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
課長相当職	0.0%
課長補佐相当職	97.4%
係長相当職	101.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	0.0%
31～35年	84.4%
26～30年	93.8%
21～25年	86.2%
16～20年	94.3%
11～15年	82.1%
6～10年	98.7%
1～5年	123.9%

【説明欄】

全職員の男女比率は4：3であるところ、勤続年数31年以上の男女比率が3：1となっており、相対的に給与水準の低い職員が女性に偏っている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。